

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成27年3月12日(2015.3.12)

【公開番号】特開2015-23490(P2015-23490A)

【公開日】平成27年2月2日(2015.2.2)

【年通号数】公開・登録公報2015-007

【出願番号】特願2013-151598(P2013-151598)

【国際特許分類】

H 04 M 1/02 (2006.01)

【F I】

H 04 M 1/02 C

【手続補正書】

【提出日】平成27年1月21日(2015.1.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電子機器であって、

表示部と、

前記電子機器の表面に設けられた、前記表示部の表示面を覆うカバー部材と、

前記カバー部材の内側主面上に設けられ、平面視において当該内側主面の周縁と前記表示部との間に位置する圧電振動素子と、

音信号に基づいて前記圧電振動素子を振動させる制御部と、

前記カバー部材が取り付けられた筐体と、

前記カバー部材の前記内側主面の周端部と前記筐体との間に設けられた、当該カバー部材と当該筐体とを貼り付ける貼付部材と

を備え、

前記カバー部材の前記内側主面には、前記圧電振動素子が設けられた領域を含み、かつ当該内側主面の前記周縁の一部まで達する、前記貼付部材が存在しない部分領域が設けられ、

前記部分領域における、前記圧電振動素子よりも前記周縁の前記一部側の領域と前記筐体との間に設けられた、前記貼付部材よりも前記カバー部材の振動を阻害しない介在部材をさらに備える、電子機器。

【請求項2】

請求項1に記載の電子機器であって、

前記部分領域は、前記カバー部材の前記内側主面における、前記表示部よりも前記圧電振動素子側の領域に存在する、電子機器。

【請求項3】

請求項1及び請求項2のいずれか一つに記載の電子機器であって、

前記介在部材は、クッション材を含む、電子機器。

【請求項4】

請求項3に記載の電子機器であって、

前記クッション材は、発泡体である、電子機器。

【請求項5】

請求項1乃至請求項4のいずれか一つに記載の電子機器であって、

前記介在部材における、前記筐体との接触面は、当該筐体に固定されていない、電子機器。

【請求項 6】

請求項 1 乃至 請求項 4 のいずれか一つに記載の電子機器であって、

前記介在部材における、前記カバー部材との接触面は、当該カバー部材に固定されていない、電子機器。

【請求項 7】

請求項 1 乃至 請求項 6 のいずれか一つに記載の電子機器であって、

前記圧電振動素子が前記カバー部材を振動させることによって、当該カバー部材から気導音及び伝導音が使用者に伝達される、電子機器。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

上記課題を解決するため、本発明に係る電子機器の一態様は、表示部と、前記電子機器の表面に設けられた、前記表示部の表示面を覆うカバー部材と、前記カバー部材の内側主面上に設けられ、平面視において当該内側主面の周縁と前記表示部との間に位置する圧電振動素子と、音信号に基づいて前記圧電振動素子を振動させる制御部と、前記カバー部材が取り付けられた筐体と、前記カバー部材の前記内側主面の周端部と前記筐体との間に設けられた、当該カバー部材と当該筐体とを貼り付ける貼付部材とを備え、前記カバー部材の前記内側主面には、前記圧電振動素子が設けられた領域を含み、かつ当該内側主面の前記周縁の一部まで達する、前記貼付部材が存在しない部分領域が設けられ、前記部分領域における、前記圧電振動素子よりも前記周縁の前記一部側の領域と前記筐体との間に設けられた、前記貼付部材よりも前記カバー部材の振動を阻害しない介在部材をさらに備える。